

「ボランティアグループ活動に関する助成金」申請要領

1 目的

ボランティアグループを活動支援することにより、地域福祉活動の推進・活性化を図ることを目的として実施します。

2 対象

毎年8月31日以前に豊田市社協ボランティアセンターに登録したボランティアグループ。ただし、以下の条件に該当する場合は対象外です。

①会費等の自己負担をせずに活動しているボランティアグループ

※当助成金は、構成員が費用を負担し活動している団体を応援するものです。

②法人格のある団体（法人の活動に協力しているボランティアグループは可）

3 対象事業

本会にボランティア登録する団体が、ボランティア活動を更に充実・発展させるために実施する事業で、その年の4月1日～翌年の3月31日までの事業に対して助成します。

4 助成内容

対象者自らが主催する講座、講演会、学習会等の研修活動に必要な費用のほか、活動に伴う材料費、事務消耗品及び通信運搬費等について助成します。

助成額は、「対象経費」または「自己負担額」のうち少ない方の2分の1以内とします。

助成の申請は、1会計年度につき1グループ1回で、助成金の上限は2万円とします。

飲食代等の食糧費（会員及び参加者の飲食代や模擬店出展のための練習で使用する食材費等）、娯楽費（会員相互の交流や娯楽を目的にした行事等の経費）、ボランティア活動保険等は、対象となりません。

※助成内容の詳細は別表をご確認ください

5 申請方法

助成金申請書に助成金に係る領収書等の取引証明書を添付のうえ、必要事項を記入し、その年度の3月31日までに本会ボランティアセンター（福祉センターまたは本会支所・出張所）までご提出ください。但し、3月31日が日・月曜日の場合は、その直前の土曜日を提出期限とします。

6 交付方法

審査後、助成決定された事業については、決定通知書を送付し、助成金をご指定の口座に翌年度の4月末日までに振り込みます。

別表

科目	摘要
消耗品費	コピー用紙、事務消耗品（セロテープ、はさみ、マジック等）、書籍
通信運搬費	切手代、ハガキ代等 ※電話代・FAX代・メール代は対象外
印刷製本費	コピー代、製版代等
諸謝金	講師料等
研修費	研修会参加費等
交通費	ガソリン代、電車代等 ※愛知県内の移動に限る
賃借料	会場使用料、レンタル料、バス借り上げ代等
修繕費	ボランティア活動を行うために必要な団体所有の備品修繕代
備品費	ボランティア活動を行うために必要な団体所有の備品 (例：芸能ボランティアのオカリナ、ハーモニカ等)
手数料	検便検査費用
保険代	ボランティア行事用保険、レクリエーション保険等 ※ボランティア活動保険は対象外

※支出経費が対象となるかは、様式第4号「4：今年度の主な活動内容」で事業内容と支出経費を審査させていただきます。